

令和7年度所得・控除一覧表＜参考例＞（市県民税用）

【所得金額】

所得の種類	内容	所得金額の計算方法																																																														
事業	営業・農業などの事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額																																																														
不動産	地代・家賃・権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額																																																														
利子	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額																																																														
配当	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債利子＝配当所得の金額																																																														
給与	サラリーマンの給与など	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円以上</td> <td>1,618,999円以下</td> <td>収入金額－550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円以上</td> <td>1,619,999円以下</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円以上</td> <td>1,621,999円以下</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円以上</td> <td>1,623,999円以下</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円以上</td> <td>1,627,999円以下</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円以上</td> <td>1,799,999円以下</td> <td rowspan="3">給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円以上</td> <td>3,599,999円以下</td> <td>算出金額A × 2.8－80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円以上</td> <td>6,599,999円以下</td> <td>算出金額A × 3.2－440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円以上</td> <td>8,499,999円以下</td> <td>収入金額 × 0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td></td> <td>収入金額－1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。</p>	給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得の金額	550,999円以下		0円	551,000円以上	1,618,999円以下	収入金額－550,000円	1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円	1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円	1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円	1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円	1,628,000円以上	1,799,999円以下	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)	1,800,000円以上	3,599,999円以下	算出金額A × 2.8－80,000円	3,600,000円以上	6,599,999円以下	算出金額A × 3.2－440,000円	6,600,000円以上	8,499,999円以下	収入金額 × 0.9－1,100,000円	8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円																										
		給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得の金額																																																												
550,999円以下		0円																																																														
551,000円以上	1,618,999円以下	収入金額－550,000円																																																														
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円																																																														
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円																																																														
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円																																																														
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円																																																														
1,628,000円以上	1,799,999円以下	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額A)																																																														
1,800,000円以上	3,599,999円以下		算出金額A × 2.8－80,000円																																																													
3,600,000円以上	6,599,999円以下		算出金額A × 3.2－440,000円																																																													
6,600,000円以上	8,499,999円以下	収入金額 × 0.9－1,100,000円																																																														
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得金額調整控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。</td> </tr> </tbody> </table>		所得金額調整控除		1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者		2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。																																																										
所得金額調整控除																																																																
1. 給与収入が850万円を超え、下記のa～cに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除 算式：(給与等の収入金額(上限：1,000万円))－850万円 × 10% a. 本人特別障害者に該当する者 b. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 c. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者																																																																
2. 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除 算式：給与所得控除後の給与等の金額(上限：10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限：10万円)－10万円 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に、(2)の金額を控除します。																																																																
雑	公的年金等、原稿料や個人年金など他の所得に当てはまらない所得	次の(1) + (2)の合計＝雑所得の金額 (1) 公的年金等の収入金額の合計額 × 割合 - 控除額																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年齢区分</th> <th rowspan="3">公的年金等の収入金額の合計</th> <th rowspan="3">割合</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">※公的年金等所得以外の合計所得</th> </tr> <tr> <th>1千万以下</th> <th>～2千万</th> <th>2千万超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">後昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 下 65歳未満</td> <td>130万円以下</td> <td>100%</td> <td>60万</td> <td>50万</td> <td>40万</td> </tr> <tr> <td>130万円超～410万円以下</td> <td>75%</td> <td>27.5万</td> <td>17.5万</td> <td>7.5万</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>85%</td> <td>68.5万</td> <td>58.5万</td> <td>48.5万</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1千万円以下</td> <td>95%</td> <td>145.5万</td> <td>135.5万</td> <td>125.5万</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>100%</td> <td>195.5万</td> <td>185.5万</td> <td>175.5万</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">前昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 上 65歳以上</td> <td>330万円以下</td> <td>100%</td> <td>110万</td> <td>100万</td> <td>90万</td> </tr> <tr> <td>330万円超～410万円以下</td> <td>75%</td> <td>27.5万</td> <td>17.5万</td> <td>7.5万</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>85%</td> <td>68.5万</td> <td>58.5万</td> <td>48.5万</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1千万円以下</td> <td>95%</td> <td>145.5万</td> <td>135.5万</td> <td>125.5万</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>100%</td> <td>195.5万</td> <td>185.5万</td> <td>175.5万</td> </tr> </tbody> </table>	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合	控除額			※公的年金等所得以外の合計所得			1千万以下	～2千万	2千万超	後昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 下 65歳未満	130万円以下	100%	60万	50万	40万	130万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万	1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万	前昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 上 65歳以上	330万円以下	100%	110万	100万	90万	330万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万	1千万円超	100%	195.5万
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	割合				控除額																																																										
						※公的年金等所得以外の合計所得																																																										
			1千万以下	～2千万	2千万超																																																											
後昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 下 65歳未満	130万円以下	100%	60万	50万	40万																																																											
	130万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万																																																											
	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万																																																											
	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万																																																											
	1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万																																																											
前昭和に生 まれ た 人 一 月 一 日 以 上 65歳以上	330万円以下	100%	110万	100万	90万																																																											
	330万円超～410万円以下	75%	27.5万	17.5万	7.5万																																																											
	410万円超～770万円以下	85%	68.5万	58.5万	48.5万																																																											
	770万円超～1千万円以下	95%	145.5万	135.5万	125.5万																																																											
	1千万円超	100%	195.5万	185.5万	175.5万																																																											
総合課税の譲渡	土地・営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得（土地や建物など分離課税される資産以外の資産）	収入金額－資産の取得費や売却手数料など－50万円＝譲渡所得の金額																																																														
一時	生命保険契約等に基づく満期受取金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額（ただし、課税の対象となるのは「一時所得の金額 × 1/2」に相当する金額です。）																																																														

【所得から差し引かれる金額】

所得控除の種類	適用要件と控除額の計算方法																																																								
社会保険料控除	健康保険・雇用保険・国民健康保険の保険料、国民年金などの公的年金の保険料を支払った場合、前年中に支払った額全額が対象となります。 控除額：支払った額																																																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金などを支払った場合、前年中に支払った額全額が対象となります。 控除額：支払った額																																																								
生命保険料控除	<p>新契約と旧契約のそれぞれの保険料の支払について、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ次の計算式で算出した額の合計が控除額となります。（上限28,000円） （注意）新契約と旧契約のそれぞれの控除額の合計額（上限28,000円）よりも旧契約のみで算出した控除額（上限35,000円）の方が大きい場合には、旧契約のみで控除額を算出します。※全体の控除限度額は70,000円です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(新制度) 平成24年1月1日以降の締結分</th> <th colspan="4">(旧制度) 平成23年12月31日以前の締結分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用</th> <th colspan="4">一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年間の支払った保険料の金額</th> <th colspan="2">控除額</th> <th colspan="2">年間の支払った保険料の金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">12,000円以下</td> <td colspan="2">支払った保険料の金額</td> <td colspan="2">15,000円以下</td> <td colspan="2">支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超</td> <td>32,000円以下</td> <td colspan="2">$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$</td> <td>15,000円超</td> <td>40,000円以下</td> <td colspan="2">$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>32,000円超</td> <td>56,000円以下</td> <td colspan="2">$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$</td> <td>40,000円超</td> <td>70,000円以下</td> <td colspan="2">$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td></td> <td colspan="2">一律に28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td></td> <td colspan="2">一律に35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(新制度) 平成24年1月1日以降の締結分				(旧制度) 平成23年12月31日以前の締結分				一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用				一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用				年間の支払った保険料の金額		控除額		年間の支払った保険料の金額		控除額		12,000円以下		支払った保険料の金額		15,000円以下		支払った保険料の金額		12,000円超	32,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$		15,000円超	40,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$		32,000円超	56,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$		40,000円超	70,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$		56,000円超		一律に28,000円		70,000円超		一律に35,000円	
(新制度) 平成24年1月1日以降の締結分				(旧制度) 平成23年12月31日以前の締結分																																																					
一般の保険料（生命・介護医療・個人年金）それぞれに適用				一般の保険料（生命・個人年金）それぞれに適用																																																					
年間の支払った保険料の金額		控除額		年間の支払った保険料の金額		控除額																																																			
12,000円以下		支払った保険料の金額		15,000円以下		支払った保険料の金額																																																			
12,000円超	32,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$		15,000円超	40,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$																																																			
32,000円超	56,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$		40,000円超	70,000円以下	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$																																																			
56,000円超		一律に28,000円		70,000円超		一律に35,000円																																																			
地震保険料控除	<p>常時居住している家屋などの損害保険料のうち、地震もしくは噴火などの原因により生じた損失を補てんする地震保険料部分が対象となります。 損害保険料控除は廃止となりましたが、経過措置として平成18年末までに契約した長期損害保険料については控除が適用されます。</p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計（限度額：地震と旧長期を合わせて25,000円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料		支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額	50,000円以下	支払った保険料の1/2	5,000円以下	支払った保険料の全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}$			15,001円以上	10,000円																																				
地震保険料		旧長期損害保険料																																																							
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額																																																						
50,000円以下	支払った保険料の1/2	5,000円以下	支払った保険料の全額																																																						
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	$(\text{支払った保険料の金額}) \times 1/2 + 2,500\text{円}$																																																						
		15,001円以上	10,000円																																																						
寡婦控除 ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">寡婦控除・ひとり親控除の判定</th> <th>控除区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本人の合計所得金額が500万円以下</td> <td rowspan="10">婚姻なし ※3</td> <td rowspan="2">男性</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死別※1</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>寡婦控除</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td rowspan="2">離婚</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>扶養親族あり</td> <td>寡婦控除</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td>扶養親族なし</td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未婚</td> <td>扶養する子あり※2</td> <td>ひとり親控除</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養する子なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>婚姻あり</td> <td></td> <td>非該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 生死不明を含みます。 ※2 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子であること。なお、扶養親族には事業専従者は含まれませんが、上記の生計を一にする子には事業専従者である子が含まれます。 ※3 婚姻には再婚、事実婚を含みます。</p> <p>（注意）住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外となります。</p>	寡婦控除・ひとり親控除の判定				控除区分	控除額	本人の合計所得金額が500万円以下	婚姻なし ※3	男性	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	非該当	—	死別※1	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	寡婦控除	26万円	女性	離婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし	扶養親族あり	寡婦控除	26万円	扶養する子なし	扶養親族なし	非該当	—	未婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円	扶養する子なし				婚姻あり		非該当	—	上記以外								
寡婦控除・ひとり親控除の判定				控除区分	控除額																																																				
本人の合計所得金額が500万円以下	婚姻なし ※3	男性	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし	非該当	—																																																				
		死別※1	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし	寡婦控除	26万円																																																				
		女性	離婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																			
				扶養する子なし	扶養親族あり	寡婦控除	26万円																																																		
			扶養する子なし	扶養親族なし	非該当	—																																																			
		未婚	扶養する子あり※2	ひとり親控除	30万円																																																				
			扶養する子なし																																																						
			婚姻あり		非該当	—																																																			
上記以外																																																									
障害者控除	<p>納税義務者である本人または同一生計配偶者および扶養親族（注意1）が障害者である場合に控除できます。 控除額：普通障害26万円 特別障害30万円（扶養親族が同居特別障害者（注意2）である場合53万円）</p> <p>（注意1）年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除は平成24年度の個人住民税から廃止されましたが、年少扶養親族が障害者に該当するときは、障害者控除の適用を受けることができます。</p> <p>（注意2）納税者本人またはその配偶者もしくは納税者本人と生計を一にする配偶者以外の親族のいずれかの人と同居を常況としている特別障害者のこと。</p>																																																								

基礎控除	合計所得金額が、2,400万円以下の方には43万円適用されます。2,400万円を超えるとその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、2,500万円を超えると控除が受けられません。		
	合計所得金額		基礎控除額
	24,000,000円以下		430,000円
	24,000,000円超	24,500,000円以下	290,000円
	24,500,000円超	25,000,000円以下	150,000円
	25,000,000円超		適用なし

雑損控除	<p>災害・盗難・横領によって損害を受けたときに所得金額から控除できます。</p> <p>【控除額】</p> <p>A. (損失の金額－保険などにより補填された額)－(総所得金額等の10%)</p> <p>B. (災害関連支出の金額－保険などにより補填された額)－5万円</p> <p>A・Bのいずれか多い金額</p>
------	---

配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者で、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合に配偶者控除が適用できます。			
	種別	納税者本人の合計所得		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	控除額			
	一般	33万円	22万円	11万円
老人(70歳以上) <昭和30年1月1日以前に 生まれた人>	38万円	26万円	13万円	

配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円～1,330,000円である場合に配偶者特別控除が適用できます。			
	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	控除額			
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	

前年12月31日現在で生計を一にする親族（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）や児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人を扶養親族として控除の対象にできます。

扶養控除

種 別	年 齢 要 件	控 除 額
年少扶養親族	0歳～15歳 (平成21年1月2日以降に生まれた人)	0円/人 (注意1)
一般扶養親族	16歳～18歳、23歳～69歳 (平成18年1月2日～平成21年1月1日に生まれた人) (昭和30年1月2日～平成14年1月1日に生まれた人)	33万円/人
特定扶養親族	19歳～22歳 (平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた人)	45万円/人
老人扶養親族	70歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	38万円/人
同居老親扶養親族 (注意2)	70歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	45万円/人

(注意1)年少扶養親族に対する扶養控除は平成24年度の市県民税から廃止となりました。

しかしながら、非課税限度額の判定や、寡婦控除、及び年少扶養親族が障害者に該当する際の障害者控除を受けるための要件には年少扶養親族も含まれますので、年末調整・確定申告時には年少扶養親族について申告していただく必要があります。

(注意2)同居老親扶養親族とは、老人扶養親族のうち納税者本人又は本人の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、本人又は本人の配偶者と同居を常況としている人をいいます。

医療費控除

納税者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、所得金額から控除できます。

【控除額】

・従来の医療費控除の場合<控除限度額：200万円>

(1年間に支払った医療費の額 - 保険金などにより補填される額) - (総所得金額等の5%か10万円のどちらか少ない金額)

・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の場合<控除限度額：8万8千円>

(1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額 - 保険金などにより補填される額) - 1万2千円

※従来の医療費控除との選択制のため、同時に適用を受けることはできません。

※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。